

福岡県公報

平成22年9月13日
第3160号

目次

告示(第1455号)	
開発行為に関する工事の完了 告示	(都市計画課) 1
平成22年度福岡県文化賞被表彰者	(県民文化スポーツ課) 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 1
選挙管理委員会 政治団体の平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課) 2

告示

福岡県告示第1455号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町坂田字南庄分40番1、42番1、44番1、58番4、59番1から59番3まで、59番7、60番、88番1、88番18、91番1、92番2から92番4まで及び93番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市瀬高町長田1604
医療法人 幸明会
理事長 三根 浩一郎

公 告

公告

福岡県文化賞表彰規程(平成5年8月福岡県告示第1254号の2)第4条の規定に基づき、平成22年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第5条第2項の規定により公表する。

平成22年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	作家 葉室麟
社 会 部 門	庶民生活史研究家 堀切辰一
奨 励 部 門	能楽師和泉流狂言方 野村万禄

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 処分を受けた事業者
(1) 氏名
山田 潤次
(2) 住所
福岡県糸島市潤二丁目12番地10 - 903号
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日

平成22年8月20日

4 処分の理由

事業者が法第14条第5項第2号イの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、えとう晶子後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年3月福岡県選挙管理委員会告示第26号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年9月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成20年分収支報告書の要旨中、えとう晶子後援会の項を次のとおり改める。

7 えとう晶子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	江頭 晶子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議
報告年月日	平成21年7月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	927,347円
ア 前年繰越額	35,347円
イ 本年收入額	892,000円
(2) 支出総額	788,677円
(3) 翌年への繰越額	138,670円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	172,000円	172人
イ 寄附		720,000円	
ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲)	720,000円	

a 個人からの寄附	600,000円
c 政治団体からの寄附	120,000円
合計	892,000円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附	(金額)	(住所)
(寄附者の氏名)		
江頭 晶子	600,000円	前原市
小計	600,000円	
c 政治団体からの寄附	(金額)	(事務所の所在地)
(寄附者の名称)		
社民党糸島総支部	120,000円	前原市
小計	120,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	617,822円
イ) 光熱水費	15,322円
ウ) 備品・消耗品費	2,500円
エ) 事務所費	600,000円
イ 政治活動費	170,855円
ア) 組織活動費	23,300円
ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	103,250円
a 機関紙誌の発行事業費	103,250円
カ) その他の経費	44,305円
合計	788,677円